

地方創生と同性カップルの暮らしやすい街づくり ～パートナーシップ制度と養育里親制度に着目して～

51218024 鈴木 詩織

<目次>

まえがき 同性カップルの暮らしやすい街づくり

1. パートナーシップ制度¹

- (1) 概要
- (2) 効果
- (3) 問題点と限界

2. 同性カップルによる子育て

- (1) さまざまな経緯
- (2) 養子縁組と養育里親制度
- (3) 同性カップルが子育てしやすくなるために

3. 職場・コミュニティ

あとがき

まえがき 同性カップルの暮らしやすい街づくり

近年、日本においても LGBT を始めとする性的マイノリティ²が注目され、政策面でも議題に上がることが増えている。特に地方行政の観点では、パートナーシップ制度に代表される、同性カップルが住みやすい街づくりの政策が行われ始めている。

しかし、多くの地方自治体で取り組みが始まっている一方で、性的マイノリティには東京に住みたいと考える人が多い³こともわかっている。本稿は、これを東京一極集中に基づく

¹ 一般に「同性パートナーシップ制度」とも。但し、厳密には自治体によって利用できる対象が同性同士に限定されない場合もあるため、本稿ではパートナーシップ制度と表記する。(同性同士に限定しない例として、「千葉市パートナーシップ宣誓制度」。<https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/partnership.html> (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日))

² 性的マイノリティとは、性自認、性的指向等が社会の大多数と異なる人々を指す。LGBT とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をつなげた言葉で、性的マイノリティを総称するような文脈で使用されることもあるが、本来性的マイノリティは LGBT に留まるものではない。近年英語圏では、クエスチョニング、インターセックス、アセクシュアル/アロマンティック、その他の性自認、性的指向を内包する LGBTQIA+ という単語の使用が主流となっている。

³ SUUMO ジャーナル, 同性カップル調査[3]「周りの理解が得られたら…」LGBT 当事者が住まい探しや日常生活に望むこと, <<https://suumo.jp/journal/2018/05/29/155062/>>

地方の衰退の問題の枠組みで捉え、全ての自治体がどのように性的マイノリティ、特に同性カップルで暮らすことを望む人々が暮らしやすい街を作っていくべきかを、パートナーシップ制度、子育て、職場・コミュニティの3つの観点から分析したものである。

1. パートナーシップ制度

(1) 概要

パートナーシップ制度とは、主に同性カップルが利用できる、自治体による証明の交付や宣誓の受付などを行う制度全般のことを指す。これは国が法律で認める結婚制度とは別のもので、同性カップルが直面する様々な法的問題を直接解決するものではないが、同時に行政が同性カップルの存在を認める画期的な制度であるとも言える。2015年に渋谷区と世田谷区で導入されたことを契機に各自治体に導入の動きが波及し、2021年10月時点で130の自治体が制度を整備し、制度を利用できる人口は全体の41.1%に及んでいる。⁴

(2) 効果

パートナーシップ制度を利用することによる効果にはどんなものがあるのだろうか。

第一に、法的効果が挙げられる。パートナーシップ制度は上記のように法律上の結婚と同等の法的効力を持つものではないが、法的効力が全くないわけではないと考えられている。例えば、財産分与請求権に関して、裁判所による判決は未だ存在しないものの、パートナーシップ制度を利用している同性カップル間でも認められる可能性が高いと考えられている。なぜなら、財産分与は二人が共同生活において築いた財産を互いの協力に基づいて初めて形成が可能であるものとみなすことに基づく制度であり、さらに裁判所は婚姻届の有無によらずこれを事実婚関係にある夫婦にも準用していることから、同性カップルであっても当てはまると考えられるためだ。⁵判決はまだ存在しないが、現在ドイツのパートナーシップ制度を利用しその後離婚した同性カップルの財産分与申立てが横浜家裁で行われており、正式な判断が待たれている。⁶

第二に、病院における付き添いや同意に関する利点である。通常、法律上の夫婦であれば、片方が病気や怪我で病院にいる場合、その配偶者が医師から症状の説明を受け、病室で

(最終閲覧日 2022年1月31日) では、住みたい場所として渋谷区という回答が目立ち、さらに新宿、中野、世田谷のほか、大きく「東京」という回答も多かったと記載がある。

⁴ Marriage for All, 日本のパートナーシップ制度, <

<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/japan/> > (最終閲覧日 2022年1月31日)

⁵ 棚村政行、中川重徳, 「同性パートナーシップ制度 世界の動向・日本の自治体における導入の実際と展望」, 日本加除出版株式会社, 2016年, 221-222頁.

⁶ 神奈川新聞, 同性カップルの財産分与に初の司法判断 横浜家裁が審判へ,

<<https://www.kanaloco.jp/news/social/article-804536.html>> (最終閲覧日 2022年1月31日). 1月31日現在審判は確認できていない。

看護を行うこと、さらに手術が必要な際には同意書にサインすることが当然に認められている。しかし、同性カップルの場合、病院側から「親族・血縁者ではない」とされて上記の事柄を断られるケースが非常に多い。⁷病気や怪我は個人の人生にとって一大事であり、例えば法律上の結婚が叶っていない同性カップルであったとしても、共に生活をしているパートナーの窮地に立ち合ったり、状況を知ったりすることができないというのは極めて重大な問題である。こういった状況下で、パートナーシップ証明書や宣誓受領証が、パートナーを家族として扱う根拠を与えることが期待されている。例えば横須賀市では、「同性パートナーの救急搬送時の情報照会及び市立病院の手術の同意について」として、横須賀市内の病院が上記の状況において同性パートナーを家族として扱うことを明記している。⁸

第三に、住宅の購入や、公営住宅、賃貸住宅への入居の問題である。これまで同性カップルは、住宅を購入する際、婚姻関係にある夫婦が利用できる収入合算やペアローンを利用できないことが多かったが、パートナーシップ制度の波及を契機に対応が進んでいる。2020年度時点で、パートナーシップ証明書や公正証書を提出することで収入合算やペアローンを組める銀行は十行以上となった。⁹さらに、パートナーシップ制度を導入している自治体において、同性カップルの公営住宅への入居を認める事例も増えている。¹⁰また、未だハードルの高い同性カップルによる賃貸住宅への入居についても、不動産企業が積極的にLGBTフレンドリーな物件を紹介するなど、サポートが拡大しつつある。¹¹

第四に、上記の賃貸住宅への入居の件のように、主に民間企業の提供するサービスにおいて家族として扱われることが挙げられる。例えば、従来の生命保険では、保険金の受取人は配偶者又は二親等以内の親族とされていたが、パートナーシップ制度の普及を受けて同性パートナーを受取人に指定できる生命保険会社が増加している。¹²また、大手携帯会社は

⁷ 同性婚人権救済弁護団編, 「同性婚 だれもが自由に結婚する権利」, 明石書店, 2016年, 107-110 頁.

⁸ 横須賀市, 同性パートナーの救急搬送時の情報照会及び市立病院の手術の同意について, <<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/200908doui.html>> (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

⁹ SUUMO, LGBT 向けの家・マンション購入 同性パートナーと暮らす住まいのローン・相続の知識, <https://suumo.jp/article/oyakudachi/oyaku/sumai_nyumon/money/lgbtloan/>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .

¹⁰ 例えば、兵庫県において、パートナーシップ制度を導入している宝塚市、明石市など 9 市町において実施されている。参考：神戸新聞, 同性カップル県営住宅入居可に 「パートナー制」導入、宝塚など 9 市町で, <<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202104/0014215686.shtml>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .

¹¹ 例えば、「SUUMO for LGBT」のホームページでは、「LGBTであることを理由として、入居の相談や入居自体をお断りすることはない」物件のリストから検索ができるようになっている。<<https://suumo.jp/edit/lgbt/>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .

¹² 例えば、第一生命、ライフネット生命などが挙げられる。参考：第一生命, ダイバーシティ&インクルージョン, <<https://www.dai-ichi->

3社とも同性パートナーに家族割の適用を認めている。¹³さらに、大手航空会社の JAL、ANA はマイレージを家族と共有するサービスの同性パートナーによる利用を認めている。¹⁴このように、一つずつ挙げれば枚挙にいとまがないが、パートナーシップ制度を利用することで、多くの民間企業によって家族として扱われることが可能になってきていることがわかる。

以上で挙げた様々な利点を考慮すると、生活を共にする同性カップルにとっては、パートナーシップ制度を利用するべく、制度が存在する自治体に住むインセンティブが十分にあると考えられるだろう。さらに今後は、遺族年金の受給をはじめとする社会保障上の権利や、DV 防止法の適用など、法的効果の側面が特に拡大していくことが期待される。¹⁵

(3) 問題点と限界

一方で、現状のパートナーシップ制度の問題点や限界についても指摘する必要がある。

問題点としては、第一に、結婚制度の利用が無料でできるのに対し、パートナーシップ制度の利用には一般的に数万円の費用がかかることが挙げられる。これは、自治体にパートナーシップ制度の利用を申請する際に公正証書の提出が必要で、その発行に費用がかかる場合ためである。例えば、渋谷区のパートナーシップ制度を例にとると、任意後見契約公正証書と合意契約公正証書の提出が必要で、前者の作成に合計約 32000 円、後者の作成に約 11000 円が必要となる。¹⁶さらに、登記のための登録免許税、登記嘱託費用等を含むと、65000 円～80000 円程度かかると計算されている。加えて、公正証書の作成を弁護士、司法書士、行政書士に依頼する場合はその費用もかかる。このように、一口に「パートナーシップ制度を利用する」と言っても、費用面、手続面のハードルがかなり高いことが分かり、これは無

life.co.jp/dsr/employee/diversity/lgbt.html>. ライフネット生命, 大切なパートナーのために、生命保険を, <<https://www.lifenet-seimei.co.jp/rainbow/>>. (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

¹³ docomo, ファミリー割引, <<https://www.nttdocomo.co.jp/charge/family/>>. au, 家族割, <<https://www.au.com/mobile/charge/charge-discount/kazoku-wari/>>. Softbank, 同性とのパートナーシップを証明する書類で家族割引などへのお申し込みが可能に, <https://www.softbank.jp/mobile/info/personal/news/price_plan/20151111a/>. (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

¹⁴ JAPAN AIRLINE, マイルを特典に換える際のご注意・ご案内, <<https://www.jal.co.jp/jp/ja/jalmile/use/ticket.html>>. ANA カードファミリーマイル, <<https://www.ana.co.jp/ja/jp/amc/reference/anacard/familymile.html>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .

¹⁵ 前掲注 5, 棚村, 中川, 224 頁.

¹⁶ 「渋谷区パートナーシップ証明任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き」 <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/detail/files/est_oowada_pdf_partnership2017c.pdf> (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) をもとに、筆者計算。概算となっているのは、発行する証書の枚数や書留郵便料によって増減するため。

料のできる異性間の婚姻と比較すると極めて公平性に欠けると言えるだろう。

これについては、渋谷区では他自治体に先行して、令和 2 年 11 月 1 日以降にパートナーシップ証明書を取得した者に向けて、申請があれば定額の助成金を交付する政策をとっている。弁護士費用等までカバーできるものではないが、制度の利用を促進する画期的な取り組みだといえるだろう。¹⁷他、兵庫県明石市等でも助成金制度の導入が検討されており¹⁸、このように費用面のハードルを工面する施策は、パートナーシップ制度をさらに利用しやすくしていくために有効であろう。

第二の問題点としては、自治体単位の制度であるため、転出に伴って効力が消滅することが挙げられる。各自治体によって制度自体の手続きが異なっているため、例え転入先の自治体にも制度があったとしても、基本的には手続きをやり直す必要があり、あまりに当事者の負担が重すぎると問題になってきた。これを受けて現在、自治体間の連携を加速させる動きが強まっており、連携した自治体間での転入・転出であれば、パートナーシップの効力が継続し、手続きをやり直す必要をなくす取り組みが始まっている。例えば、神奈川県横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市の 4 市 1 町では、自治体間相互利用として住所の異動時にパートナーシップ宣誓証明書を返還せず、継続して使用できるようにする取り組みが行われている。¹⁹将来的には、大阪府、茨城県、群馬県、三重県、佐賀県のように都道府県単位でのパートナーシップ制度導入が進み、ひいては全国的に同じ制度を利用できるようになることが理想とはいえ、現在の制度拡大のフェーズにおいては、自治体間の連携の促進は、制度の利用しやすさを推進し、さらに当該自治体に同性カップルが転入しやすくなる要因ともなるだろう。

さらに、マクロな視点で見ると、あくまで自治体の制度であるパートナーシップ制度には限界も多い。婚姻によって認められる法的効果である相続の問題や、後述の養子を取る際に共同親権にできない問題などは、パートナーシップ制度では解決することができない。また、特に人材流出の観点では、パートナーシップ制度では同性間の婚姻ができないことで日本に住むことを避ける人々を取り込むことは基本的には困難だ。第一に、他国で同性婚をしている者（外国人、日本人共に）が家族を帯同できないことを理由に日本への赴任や移住を拒否する場合は、第二に、同性との婚姻を望む日本人が海外に流出する場合は考えられる。これらを防ぐためには、同性婚の実現を待つ必要があり、パートナーシップ制度の限界だと

¹⁷ 『『渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金』交付について』

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/kodomo/psjosei_chirashi.pdf>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

¹⁸ 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度,

<<https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sdgs/partnershipfamilyship.html>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

¹⁹ 横須賀市, パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用,

<<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2420/020401.html>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

いえる。しかし、本稿の主眼である自治体単位での同性カップルの暮らしやすさといった観点では、これらの多くの限界を加味しても、パートナーシップ制度が重要な役割を果たしていることは疑いなく、同性婚を含む法的問題の解決と並行で進められるべき政策だと言えるだろう。

2. 同性カップルによる子育て

(1) さまざまな経緯

本章では同性カップルによる子育ての態様と課題、政策的な提案について述べる。日本は世界でも類を見ない少子化が進行する国であり、婚姻した夫婦間の核家族的な子育て像以外に子供を育てられる道を多様に確保することは、国として取り組む必要性が極めて高い課題だと考える。その中で、本稿では趣旨に沿って、同性カップルによる子育てに着目して分析していきたい。

一昨年、足立区区議会議員が「日本人が全員L（レズビアン）、G（ゲイ）となったら、次の世代をになう人が生まれぬ」等の発言をした事案も記憶に新しい²⁰が、実際は同性カップルによる子育ての実践事例はすでに日本にも広く存在する。

同性カップルによる子育てに至る経緯にはいくつかの道筋が存在する。まず大きく分けて二種類、どちらかと血縁関係のある子供を育てている場合と、どちらとも血縁関係にない子供を育てている場合がある。前者のうちには、片方の連れ子を同性カップルで育てている場合、レズビアンカップルでどちらかが精子提供を利用して出産した場合、ゲイカップルで代理母を利用して実子をもうけた場合がある。後者には、普通養子縁組を利用する場合と、里親制度を利用する場合がある。

前者に関して、特に日本では議論のある生殖補助医療、つまり精子提供及び代理母のケースについてのみ補足する。まず、アメリカやヨーロッパでは、レズビアン女性に限らず、シングルの女性や子供ができない夫婦が精子提供を受けることはすでに一般的な慣行となっている。1964年にアイオワ州で初めて精子バンクが設立されて以来、カリフォルニア・クリオバンクを始めとして大規模な精子バンク企業が成長を続け、アメリカでは過去40年で100万人以上が精子提供を通して生まれた。²¹これに対して、日本では大規模な精子バン

²⁰ 東京弁護士会，東京都足立区議会における区議会議員による性的少数者に対する差別発言について（2021年1月号），
<https://www.toben.or.jp/know/iinkai/seibyoudou/column/post_44.html>，（最終閲覧日2022年1月31日）。ただし、これを受けて足立区ではパートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始し、さらに区職員向けのLGBTに関するガイドラインを作成するなど取り組みを推進したことも注目値する。また、子育てと婚姻及びパートナーシップの関係性については、異性間の婚姻制度も生殖能力の有無を要件としないことから、必ずしも子供を産み育てるためのものではないことにも注意する必要があるだろう。

²¹ Park, Nam Cheol, "Sperm Bank: From Laboratory to Patient", *The World Journal of Men's Health*, (2018).

クは過去登場しておらず、精子提供を含む生殖補助医療の法的取扱いに関してまだ議論がされている段階である。そのため、女性同士のカップルが友人男性などから精子の提供を受けて出産するといったように、実践が先行している状況があり、法律も含めた環境の整備が急がれている。²²また、男性カップルによる代理母の利用については、代理母女性の身体の権利などの倫理的な問題から国際的にもその正当性について議論がある。アメリカでは州ごとに合法か否かが異なるものの全体として代理母出産の認可が進んでいる²³が、スウェーデンでは身体の権利を優先して代理母を法律で禁止している。²⁴これらの状況を踏まえると、日本における生殖補助医療を通じて実子をもうけるプラクティスは、今後国として議論が進むまで、大規模に行われるのは困難だと考えられる。

そこで、次節においては、後者の「どちらとも血縁関係にない子供を育てている場合」に該当する、自治体での取組みが可能な養子縁組及び里親制度に関して概観していく。

(2) 養子縁組と養育里親制度

まず現在の日本の法律において、養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組の二種類がある。このうち特別養子縁組は、民法第 817 条の 3 において「養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。」と定められていることから、法律上配偶者として認められていない同性カップルは利用することができない。そのため、同性カップルは、民法第 792 条により、配偶者がいなくても年齢要件を満たせば利用できる普通養子縁組を選択することになる。しかし、この養子縁組ではカップルの片方と子供の間には法律上の親子関係が生じないことから、カップルのうち法律上の親子関係を結んだ方に万一のことがあった場合、遺されるもう片方のパートナーと子供は法律上他人であり、家族関係が法律上不安定になる可能性が常にあるという問題点がある。

次に、養育里親制度とは、さまざまな事情で実の親と暮らすことができない子供を一時的に養育するための制度である。法律上の親子関係を生じさせるものではないが、児童福祉の観点から子供の健全な発育に資する制度である。しかし、本制度の存在にも関わらず、2018 年時点で児童養護施設に入所している児童が約 27000 人いるのに対し、里親のもとで暮らす子供は 5000 人強に留まっている現状がある。²⁵この制度の同性カップルによる利用

²² 前掲注 7, 同性婚人権救済弁護団編, 168 頁.

²³ The United States Surrogacy Law Map, *available at* <<https://www.creativefamilyconnections.com/us-surrogacy-law-map/>>. を参照すると、多くの州が、代理母出産が法的に許可されていることを示す緑色で塗られていることがわかる。

²⁴ Hovatta, “Gestational Surrogacy Practice in Sweden”, *Handbook of Gestational Surrogacy: International Clinical Practice and Policy Issues*, Cambridge University Press, (2016), p. 241.

²⁵ 厚生労働省子ども家庭局, 児童養護施設入所児童等調査の概要 (平成 30 年 2 月 1 日現在), 令和 2 年, <<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf>>, (最終閲

については、制度策定時に想定されていなかった慣行であったが、2017年に大阪市が初めて同性カップルに門戸を開いて以降²⁶、事例の蓄積が進んでいる。

これは、双方にとってどれだけ有用な制度だろうか。アメリカの国勢調査局のデータによると、2019年時点で同性カップルは異性カップルと比較して4倍養子縁組や里親制度を使って子育てをする傾向があることが分かっている。²⁷また、日本の厚生労働省としても、家庭が子供の成長にとって自然な環境であるとの理由から児童養護施設よりも里親委託を優先とする原則を打ち出しているが、しかし現状里親数の確保が十分ではない。²⁸これらを考慮すると、同性カップルが養育里親となるケースの増加は、地域の子供にとっては健全な発育を担保されるため、また同性カップルにとっては子育ての機会を得るためと、双方にとってwin-winな仕組みになる可能性が高いといえるだろう。

(3) 同性カップルが子育てしやすくなるために

前節では、養育里親制度を利用する同性カップルの数を増やしていく施策の有用性を述べたが、施策の実行のためには何が重要だろうか。

里親として認定されるための要件には婚姻などの条件は含まれていないため、法律上のハードルはない。一方で、同性カップルにとって問題となり得るのは、その地域に住む人々の偏見だろう。まず、全国どの自治体でも未だ同性カップルによる里親制度の利用は前例が少ないため、当該自治体の児童相談所の担当者等が取る対応には振れ幅があることが想定できる。養育里親として認定されるためには、説明会に参加し、実習・研修を受けるなど多くの手続きを踏む必要があるため、その間で里親希望の同性カップルと関わりを持つ人々が同性パートナーに関する理解を持っていることが、スムーズな里親認定のためにも極めて重要であると考えられる。²⁹さらに、里親認定を受け、いよいよ子育てを行うとなった際にも、さまざまな偏見に遭うことが想定される。

偏見の中には、例えば同性カップルが育てると子供に悪影響があるというものがある。これに関して、メルボルン大学において、同性カップルに育てられた子供と異性カップルに育てられた子供をさまざまな指標で比較する実験が行われた際には、多くの指標に関して2つのグループの間に有意差がないことが証明されたばかりか、健康、及び家族の結束の尺度

覧日 2022年1月31日) , p.2.

²⁶ 朝日新聞, 男性カップルが里親に 大阪市、全国初の認定か, 2017年4月6日.

²⁷ United States Census Bureau, Same-Sex Couples Are More Likely to Adopt or Foster Children, 2020, <<https://www.census.gov/library/stories/2020/09/fifteen-percent-of-same-sex-couples-have-children-in-their-household.html>>.

²⁸ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局, 里親委託ガイドライン, 別紙1-2頁.

²⁹ ハフポスト, 里親になった男性カップルが子どもに伝えたいこと。「あなた自身が最高の存在なんだよ」, 2020年5月8日, <https://www.huffingtonpost.jp/entry/aichi-same-sex-couple-foster_jp_5e79c580c5b6f5b7c54a9170>, (最終閲覧日 2022年1月31日). 良心的で真摯な対応をした児童相談所の担当者がスムーズな認定を支えたことがわかる事例。

では同性カップルに育てられた子供の方がより高いスコアを示した。³⁰この結論からも、このような偏見には根拠がないことが分かり、社会に存在する偏見を減らして同性カップルによる子育てを推進することこそが、社会、子供、当事者の全てを良い方向に進ませるといえるだろう。

では、偏見の減少のためには何が必要だろうか。まず第一に重要だと考えられるのは教育である。誰もが一度通過する公教育の場で、性的マイノリティや同性カップルに関する正しい情報が提供されることによって、無用な偏見の助長を大きく減らすことができると考えられる。しかし、現在の新教育指導要領においては、今でも「思春期になると異性への関心が芽生える」との記載が採用され、LGBT を始めとする性的マイノリティに関する記載はない。³¹この理由について、国会答弁においては、「いわゆる「性的マイノリティ」について指導内容として扱うことは、個々の児童生徒の発達段階に応じた指導、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保などを考慮すると難しいと考えています」³²と抽象的に述べられているが、まさしく国民の理解を促進するためにこそ、教育現場での取り扱いが必要なのではないか。特に、上述のように養育里親となる同性カップルが今後増加する可能性が高いことを鑑みると、同性カップルに育てられている子供がそれを理由に学校でいじめられる等の本末転倒な結果を予防するためにも、早急に改善されるべき点であるといえる。

さらに、政治の場で建設的な議論を積み上げる必要性も高いと考える。上述した足立区議会における差別発言は、それ自体が批判されるべきことは疑いないとしても、区議の発言が大きく話題になったことで結果的にパートナーシップ制度の整備などが行われ、足立区政における性的マイノリティに関する政策が大きく進展したこともまた事実である。本件からは、未だ政策の未成熟な自治体においては、話題に上げ、議論を重ねることの重要性という教訓を得ることができるのではないか。

また、発想の転換の重要性を示すデータも存在する。フランスでは、当時反対の声もあったものの 2013 年に同性婚を法制化した結果、1975 年には「同性愛は欠陥」と考える国

³⁰ Crouch, S.R., Waters, E., McNair, R. et al. Parent-reported measures of child health and wellbeing in same-sex parent families: a cross-sectional survey, *BMC Public Health* 14, 635, (2014), available at <<https://doi.org/10.1186/1471-2458-14-635>>.

³¹ 衆議院, 学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載して L G B T について記載されなかったことに関する質問主意書, <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a193199.htm>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日).

³² 衆議院, 衆議院議員西村智奈美君提出学習指導要領改訂に際して「思春期になると異性への関心が芽生える」と記載して L G B T について記載されなかったことに関する質問に対する答弁書, <https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b193199.htm>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .

民が42%も存在したにも関わらず、2019年にその割合は8%まで下落した。³³つまり、偏見を減らしてから制度を普及するという順番ではなく、まず制度を導入することで偏見が減っていく可能性が高いということだ。したがって、上記のような対策を取りつつも、まずは制度の拡大、広報を積極的に打ち出し、事例の蓄積の推進から始めることで、好循環が発生する可能性も高いと言えるのではないか。

3. 職場・コミュニティ

ここまでは、パートナーシップ制度、そして子育てと、プライベートの側面に着目してきたが、暮らしやすさの担保のためには、性的マイノリティであっても働きやすい職場、居心地の良いコミュニティ等、生活のパブリックな側面にも着目する必要がある。

まず、働きやすい職場に関しては、日本においては大企業から始まった LGBT 等のダイバーシティへの配慮が、プライベートセクターの様々なアクターの尽力によって、徐々に日本中に波及していることが挙げられるだろう。例えば、LGBT フレンドリーな企業の求人のみを掲載している求人サイト「JobRainbow」では、都道府県別の検索を使用すると、ほとんどの各都道府県に LGBT フレンドリー企業の求人が存在しており、地方でも意欲ある企業が性的マイノリティに関する施策を始めていることが分かる。³⁴地方自治体としては、企業の自助努力に任せるだけではなく、例えば性的マイノリティ含むダイバーシティへの取組みを進める企業の表彰、または勉強会の開催など、積極的に性的マイノリティの働きやすい職場の増加に尽力することが求められていると言えるだろう。

さらに、コミュニティに関しては、近年、各地方自治体における市民社会の隆盛により、日本中に性的マイノリティのコミュニティが出来始めていることは注目すべきことである。日本における LGBT コミュニティというと、新宿二丁目を始めとし東京に集約されている印象が強い。しかし、NGO や大学を中心として、東京以外の各自治体においても、性的マイノリティが安心して暮らし、支え合えるコミュニティ作りが盛んに行われ始めている。³⁵さらに、性的マイノリティの権利のために声を上げるイベントであるプライドパレードも、毎年ゴールデンウィークに代々木公園にて行われる東京レインボープライド(TRP)が圧倒的に大規模であることは否めないが、それ以外にも、北海道、青森県、愛知県、京都府、兵庫県、大阪府、福岡県、熊本県、沖縄県などで定期的に行われていることは特筆に値する。

36

³³ 朝日新聞, 「同性愛は欠陥」42%から8%に 身についた考え変わったフランス, <<https://www.asahi.com/articles/ASQ1M7D7GQ1MUHBI03N.html>> (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

³⁴ 株式会社 JobRainbow, <<https://jobrainbow.jp/>>, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

³⁵ 認定 NPO 法人 虹色ダイバーシティ, LGBTQ 支援団体リスト, <<https://nijiroadiversity.jp/649/>> (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

³⁶ さっぽろレインボープライド<<https://www.sprrainbowpride.com/>>, 青森レインボーパレード<<https://aomori-pride.jimdofree.com/>>, 名古屋レインボープライド<

このように、成長途中ではあるものの、日本中の各地域に性的マイノリティの働きやすい職場やコミュニティは増えつつあり、これに対して地方自治体としては、企業や市民社会と連携し、サポートする政策を打っていく必要があると考える。

あとがき

本稿では、地方自治体が行うべき同性カップルが暮らしやすい街づくりについて、パートナーシップ制度、養育里親制度を始めとする子育て、さらにそれに伴う偏見を減少させるための施策、そして職場・コミュニティの観点から分析した。

補足として、もちろん同性カップルが東京以外の自治体でもより暮らしやすくなることが本稿の主眼ではあったが、しかし同時に、筆者はマイノリティに優しい社会を目指すことで、すべての人が暮らしやすい社会の実現に近づくとも考えている。例えば、企業の働きやすさの観点では、LGBT に関する差別的言動の多い職場に勤めている人は、そうではない職場に勤めている人よりも勤続意欲が下がってしまうことがわかっている。³⁷このように、特定のセクターに対する差別や偏見は、すべての人の生きづらさを助長している可能性がある。人口減少が顕著な社会において、より多くの人が暮らしやすく、住み続けたいと感じる街づくりを考える上で本稿の観点が一助となることを期待する。

<https://www.nagoyarainbowpride.com/>>, 京都レインボープライドパレード<
https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2021/4/2.html>, 明石プライドパレード<
https://www.outjapan.co.jp/pride_japan/news/2020/11/23.html>, レインボーフェスタ!
< <https://www.rainbowfesta.org/>>, 九州レインボープライド< <https://9rp.biz/>>, ピンク
ドット沖縄< <http://pinkdot-okinawa.com/>>など。(全て最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日)

³⁷ NIJI BRIDGE, DATA, LGBT に関する差別的言動の多い職場に勤めている人は勤続意欲が低い, < <https://nijibridge.jp/data/#data5> >, (最終閲覧日 2022 年 1 月 31 日) .